

としまりハビリ通所サービス（A8）を開始するための手続きについて

としまりハビリ通所サービス（A8）を開始するための手続きについては、必要に応じて1～4の手続きが必要となります。

1. としまりハビリ通所サービス（A8）の新規指定申請

令和3年4月1日からサービスを開始する場合は、**下記期限までに新規指定申請が必要**です。

提出期限：令和3年1月29日（金）

※ 新規指定申請書の様式は、HP及びケア倶楽部で11月10日（火）までにお知らせします。

2. 介護予防通所事業（A6）の指定更新

令和3年3月31日をもって指定期間が満了となるため、**下記期限までに指定更新の手続きが必要**です。**勤務形態一覧表や運営規程は、としまりハビリ通所サービス（A8）のサービス提供を前提とした内容としてください。**雇用契約書等、下記期限までに提出が間に合わない書類がある場合は担当までお問合せください。

提出期限：令和2年12月15日（火）

※ 指定更新の様式は、HP及びケア倶楽部で10月30日（金）までにお知らせします。

3. 令和3年4月1日以降にとしまりハビリ通所サービス（A8）を開始する場合

新規指定申請は、令和3年4月1日以降も随時受け付けます。新規指定申請書は**指定日の前々月の10日まで**にご提出ください。また、新規指定に伴い**介護予防通所事業（A6）の利用定員、運営規程、従業員の勤務体制等に変更が生じる場合は、変更日から10日以内**に変更届出書をご提出ください。

例) 6月1日付け新規指定 ⇒ 新規指定申請書提出期限：4月10日
変更届出書提出期限：6月10日

4. 利用定員の変更に伴い必要なその他手続き

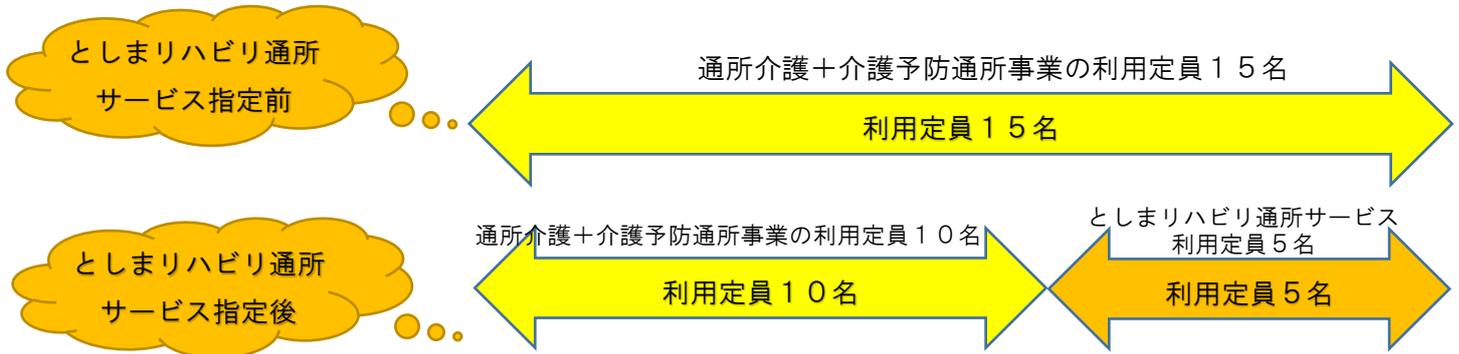
新規指定に伴い利用定員に変更が生じる場合、上記1～3に加えて、以下の手続きが必要です。事業所区分と利用定員数によって必要な手続きが異なります。事例を参考にご確認ください。

	現在の事業所区分	A8 新規指定後の利用定員	地域密着型通所介護事業新規指定	通所介護事業廃止届	地域密着型通所介護事業変更届	通所介護事業変更届
事例1	地域密着型通所介護事業所	利用定員 減員	×	×	○	×
事例2		利用定員 不変	×	×	○	×
事例3	通所介護事業所	減員して利用定員18名以下	○	○	×	×
事例4		減員したが利用定員19名以上	×	×	×	○

事例 1

通所介護と介護予防通所事業を一体的に実施し、利用定員 15 名としている地域密着型通所介護事業所

- ・通所介護と介護予防通所事業の利用定員を 15 名から 10 名に減員
- ・としまりハビリ通所サービスの利用定員を 5 名



(1) 事業所区分

地域密着型通所介護事業所のままで変更ありません。

(2) 必要な手続き

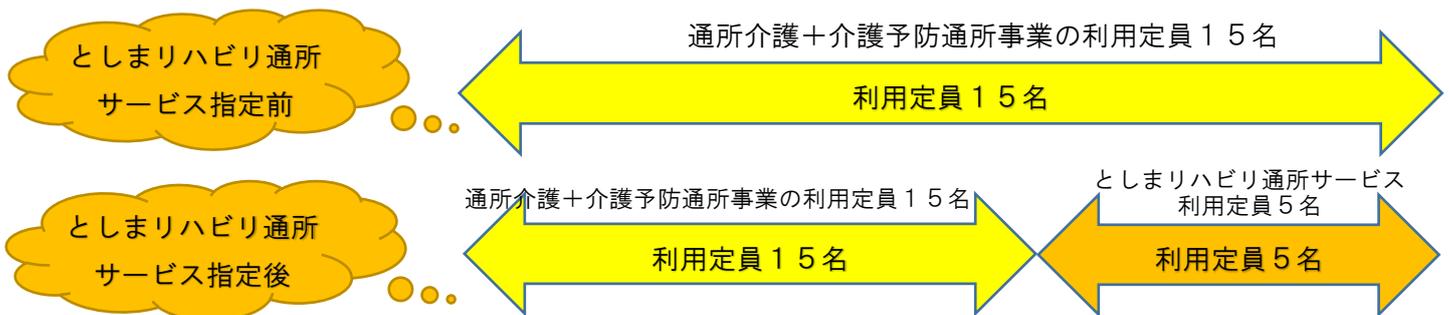
①地域密着型通所介護事業の変更届

利用定員、運営規程、従業員の勤務体制に変更が生じるため、介護保険課へ地域密着型通所介護事業の変更届出が必要です。

事例 2

通所介護と介護予防通所事業を一体的に実施し、利用定員 15 名としている地域密着型通所介護事業所

- ・通所介護と介護予防通所事業の利用定員 15 名のまま（食堂及び機能訓練室の㎡数に余裕がある）
- ・としまりハビリ通所サービスの利用定員を 5 名



(1) 事業所区分

通所介護及び介護予防通所事業（15 名）ととしまりハビリ通所サービス（5 名）の利用定員は別に定めるため、地域密着型通所介護事業所のままで変更ありません。

(2) 必要な手続き

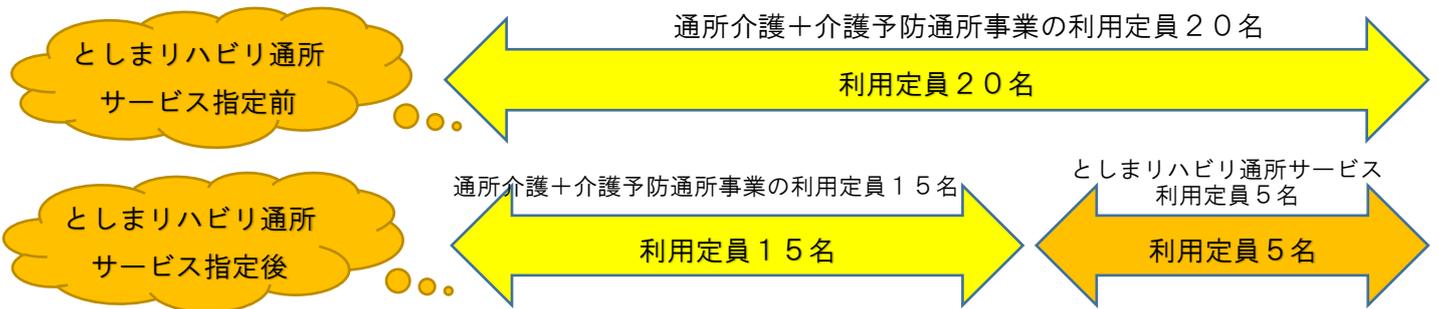
①地域密着型通所介護事業の変更届

運営規程、従業員の勤務体制に変更が生じるため、介護保険課へ地域密着型通所介護事業の変更届出が必要です。

事例 3

通所介護と介護予防通所事業を一体的に実施し、利用定員 20 名としている通所介護事業所

- ・通所介護と介護予防通所事業の利用定員を 20 名から 15 名へ減員
- ・としまりハビリ通所サービスの利用定員を 5 名



(1) 事業所区分

通所介護及び介護予防通所事業の利用定員 18 名以下となるため、地域密着型通所介護事業所へ移行します。

(2) 必要な手続き

①地域密着型通所介護事業の新規指定申請

地域密着型通所介護事業所へ移行するため、介護保険課へ地域密着型通所介護事業の新規指定申請が必要です。

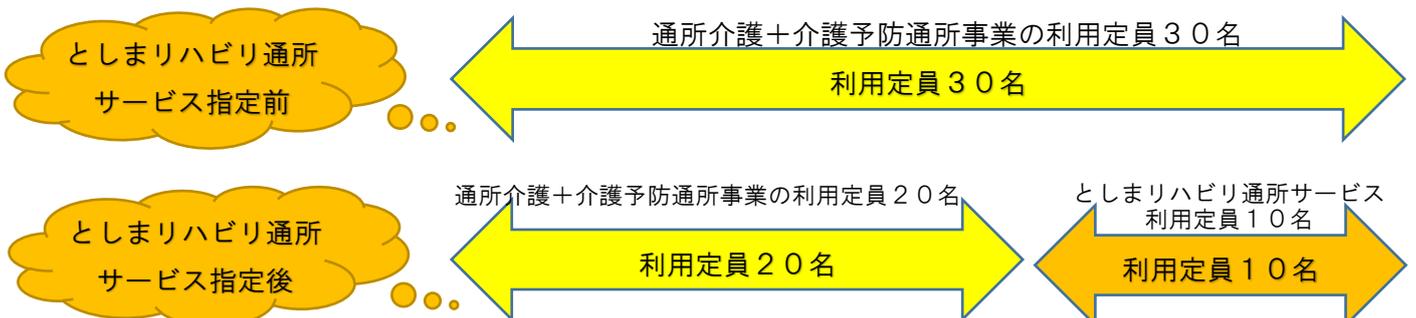
②通所介護事業の廃止届

地域密着型通所介護事業所へ移行するため、東京都へ通所介護事業の廃止届出が必要です。

事例 4

通所介護と介護予防通所事業を一体的に実施し、利用定員 30 名としている通所介護事業所

- ・通所介護と介護予防通所事業の利用定員を 30 名から 20 名に減員
- ・としまりハビリ通所サービスの利用定員を 10 名



(1) 事業所区分

通所介護及び介護予防通所事業の利用定員 19 名以上のため、通所介護事業所のままで変更ありません。

(2) 必要な手続き

①通所介護事業の変更届

利用定員、運営規程、従業員の勤務体制に変更が生じるため、東京都へ通所介護事業の変更届出が必要です。

5. 必要な手続き一覧

		A8 新規指定申請	A6 指定更新	利用定員の変更に伴う手続き	
				A6 変更届出書	その他※
令和3年4月1日 からA8を開始する	A6 指定 有	○ (※:R3.1.29)	○ (※:R2.12.15)	×	必要に応じて ※詳しくは 前述4参照
	A6 指定 無	○ (※:R3.1.29)	×	×	
令和3年4月1日 以降にA8を開始する	A6 指定 有	○ (※:前々月の10日)	○ (※:R2.12.15)	○ (※:変更日から10日)	
	A6 指定 無	○ (※:前々月の10日)	×	×	

<としまりハビリ通所サービス(A8) 新規指定申請について>

<http://www.city.toshima.lg.jp/426/kenko/koresha/kaigoyobo/2005261317.html>

としまりハビリ通所サービスの新規指定申請書の様式は、11月10日までにアップロードします。

<介護予防通所事業(A6) 指定更新について>

URLは現在指定を受けている事業所に後日お知らせします。

※介護予防通所事業指定更新の様式は、10月30日までにアップロードします。

<介護予防通所事業(A6) 変更届出書について>

<http://www.city.toshima.lg.jp/426/kenko/koresha/kaigoyobo/2005261303.html>

6. 担当

<としまりハビリ通所サービス(A8)・介護予防通所事業(A6)について>

高齢者福祉課 総合事業グループ

TEL : 03-4566-2435

<地域密着型通所介護事業について>

介護保険課 事業者指定グループ

TEL : 03-3981-1474

<通所介護事業について>

(公財) 東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室

TEL : 03-3344-8517